

～ 令和5年度 ～

白河市ふるさとビジネス創業支援事業補助金のご案内

新たに起業を目指す創業者や事業承継を契機に新たな分野の事業に挑戦する第二創業者を支援します。

●申請受付期間 **令和5年9月1日(金)～令和5年10月13日(金)**

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

●補助対象者

次の要件の全てに該当する方を対象とします。

- ア. 市内において補助金の交付対象となる事業を行おうとする者又は行っている者であること。
- イ. 新たに事業を開始しようとする者(開業して1年以内の者を含む。)又は既に事業を営んでいる者であって、代表者の変更後、1年以内に新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者であること。
- ウ. 白河市創業支援等事業計画に定める認定連携創業支援事業者及び連携機関(一般社団法人産業サポート白河、白河商工会議所、表郷商工会、大信商工会、ひがし商工会その他の支援機関等、以下「認定支援機関等」という。)が実施する創業相談、創業塾、経営指導等を受講していること。
- エ. 創業又は新たな事業の立ち上げ以降も、認定支援機関等による支援を受けること。
- オ. 市税を滞納していないこと。

●補助対象事業

次の要件の全てに該当する事業を対象とします。

- ア. 新たな需要又は雇用の創出等、地域への貢献度が高い事業
- イ. 事業計画に実現性があり、事業の継続性が期待できる事業

●補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次の経費を対象とします。

- 設備購入費 ○設備借上料 ○外注費 ○委託費 ○広報・販路開拓費
- 店舗等借入費 ○知的財産権等の取得費

※その他の要件等に関する詳細は募集要項をご覧ください。

●補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度とします。(千円未満切捨て)

●補助対象期間

交付申請日の属する年度の当初から補助対象事業が完了した日又は当該年度の末日、法人を登記した日又は開業届を提出した日、代表者の変更から1年のいずれか早い日までとします。(ランニングコストは、補助金交付決定日から当該年度の末日まで)

※裏面もご覧ください。

●申請方法

申請受付期間内に、次の申請書類を下記の申請窓口へ持参又は郵送してください。
※申請書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。

【申請に必要な書類】

- ① 白河市ふるさとビジネス創業支援事業補助金事業計画書の提出（別紙1）
- ② 事業計画書（第1号様式）
- ③ 収支予算書（第2号様式）
- ④ 認定支援機関等の支援確認書（第3号様式）
- ⑤ 事業を実施する場所の位置図
- ⑥ 経費の内容や金額等が分かる書類（見積書等）
- ⑦ 納税証明書（※本補助金用の「滞納なし」証明）
- ⑧ 住民票（個人の場合）又は履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ⑨ 履歴書（個人の場合）又は定款、直近の決算書、会社の経歴等の概要（法人の場合）

<注意事項>

- ・申請にあたっては、必ず指定の様式を使用し、日本語で記入してください。
- ・記入漏れや添付書類等の不備がないよう提出前によく確認してください。
- ・提出された申請書類や添付資料等は、原則として返却いたしません。

●審査及び選考

1次審査（書面審査）及び2次審査（面接審査）により採択の可否を決定します。

※詳しくは募集要項をご覧ください。

●補助金の支払

補助金の支払は、事業完了後の清算払いとなります。

補助事業が完了した日から20日以内に、白河市補助金等交付規則に基づく補助事業等実績報告書を提出してください。実施した事業及び経費の内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定した後、申請者の請求に基づき補助金を交付します。

※申請にあたっては、必ず募集要項をご確認ください。

◎申請及び問合せ窓口

白河市産業部商工課商工振興係

〒961-0053 白河市中田140番地
白河市産業プラザ人材育成センター内
TEL：0248-21-5910
E-Mail：shoko@city.shirakawa.fukushima.jp



↑
市ホームページの
募集案内はこちら